

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和4年3月1日現在

### 1 上陸拒否について

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、上陸の申請日前14日以内に添付の表1の国・地域における滞在歴がある外国人について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号（注1）に該当する外国人として、**特段の事情**がない限り、上陸を拒否することとしています。

また、これまで上陸拒否の対象としていた外国人のうち、添付の表2の外国人については、上陸拒否の対象の指定を解除しています（タイについては、令和2年11月1日に対象の指定を解除されましたが、令和3年5月21日から再度上陸拒否の対象となっています。）。

なお、特別永住者の方については、入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので、上記の措置により上陸が拒否されることはありません。

### 2 特段の事情について

特段の事情があるとして上陸を許可する具体的な例は以下のとおりです。

なお、防疫上の観点から、出入国在留管理庁ホームページ「[出国前検査証明について](#)」のとおり、入国・再入国に当たっては、原則として、出国前72時間以内の新型コロナウイルスに関する検査証明の取得が必要となりますので、御注意ください。

(1) 再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）をもって再入国する外国人の場合、特段の事情があるものとしています（注2）。

(2) 新規入国する外国人の場合、特段の事情があるものの具体的な例は、以下のとおりです（注3）。

ア 令和2年8月31日までに再入国許可をもって現在上陸拒否の対象地域に指定されている国・地域に出国した者であって、その国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された後、再入国許可の有効期間が満了し、その期間内に再入国することができなかったもの

イ 日本人・永住者の配偶者又は子

ウ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にあるもの

エ 家族離散状態で家族統合の必然性が認められる者で、「家族滞在」又は「特定活動（告示7号、18号、19号、23号、24号、30号、31号、38号、45号、47号）」の在留資格を取得するもの

オ 「外交」又は「公用」の在留資格を取得する者

カ 令和4年2月24日付け水際対策強化に係る新たな措置（27）における「4. 外国人の新規入国制限の見直し」に基づいて新規入国する者（注4）

キ 上記のほか、特に人道上配慮すべき事情があるとき（注5）や、公益性があるとき（注6）といった、個別の事情が認められるもの

（注1） 出入国管理及び難民認定法（抄）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 （略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

## 2 (略)

(注2) 再入国許可による出国中に再入国許可期限が経過した方は、改めて在留資格認定証明書交付申請や査証申請といった手続が必要となります。詳しくは出入国在留管理庁ホームページ [「本邦に入国を予定している方に係る取扱い」](#) の3を御確認ください。

なお、みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間（特別永住者の方は2年間）となります（※）が、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなりますので御注意ください。詳しくは出入国在留管理庁ホームページ [「みなし再入国許可（入管法第26条の2）」](#) を御確認ください。

※ 在留カードの有効期間とは異なりますので御注意ください。

(注3) 入国目的等に応じて、地方出入国在留管理局において、在留資格認定証明書の交付を受けるとともに、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、査証の発給を受ける必要があります。

(注4) 日本国内に所在する受入責任者（入国者を雇用又は事業・興行のために招へいする企業・団体等）が、厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）又は長期間の滞在の新規入国が原則として認められます。

本措置は、令和4年3月1日午前0時（日本時間）以降に観光目的以外で新規入国する外国人であって、受入責任者の行った事前申請が完了した者が対象となります。

制度の詳細及び利用方法については、こちらの厚生労働省ホームページ [（外国人の新規入国制限の見直しについて）](#) で御確認ください。

(注5) 特に人道上配慮すべき事情があると認められる場合については、個別に判断されます。例えば、「短期滞在」の在留資格を取得する者であって、以下の事情がある者については、特段の事情があるものとして上陸を許可することがあります。

- ・親族訪問を目的とする新規入国者のうち、日本人・永住者の二親等以内の親族及び定住者の一親等以内の親族
- ・病気である本邦居住者又は出産する本邦居住者の看護又は日常生活の支援をする親族
- ・死亡又は危篤である本邦居住者を訪問する親族
- ・未成年者又は病気等の理由により単独で渡航することが困難な者の本邦への渡航に同伴する親族

(注6) 公益性があると認められる場合の具体的事例は以下のとおりです。

- ・ワクチン開発の技術者

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)

表1 上陸拒否対象地域一覧

|                 | アジア                 | 大洋州                        | 北米     | 中南米  | 欧州   | 中東                               | アフリカ  |
|-----------------|---------------------|----------------------------|--------|--|--|----------------------------------|---|
| 令和2年            | 4/3までに実施<br>64か国・地域 |                            | カナダ、米国 | エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア                                   | アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク | イスラエル、イラン、トルコ、バーレーン              | エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ                        |
|                 | 4/29から実施<br>14か国    |                            |        | アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー                 | ウクライナ、ベラルーシ、ロシア  | アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア | ジブチ   |
|                 | 5/16から実施<br>13か国    | モルディブ                      |        | ウルグアイ、コロンビア、パナマ、ホンジュラス、メキシコ                                    | アゼルバイジャン、カザフスタン、   |                                  | カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア                        |
|                 | 5/27から実施<br>11か国    | インド、パキスタン、バングラデシュ          |        | アルゼンチン、エルサルバドル   | キルギス、タジキスタン  | アフガニスタン                          | ガーナ、ギニア、南アフリカ   |
|                 | 7/1から実施<br>18か国     |                            |        | ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ | ジョージア  | イラク、レバノン                         | アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア                    |
|                 | 7/24から実施<br>17か国・地域 | ネパール                       |        | スリナム、パラグアイ、ベネズエラ   | ウズベキスタン  | パレスチナ                            | ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア |
|                 | 8/30から実施<br>13か国    | ブータン                       |        | トリニダード・トバゴ、ベリーズ  |  |                                  | エチオピア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ、チュニジア、ナイジェリア、マラウイ、南スーダン、ルワンダ、レソト    |
|                 | 11/1から実施<br>2か国     | ミャンマー                      |        |  |  | ヨルダン                             |   |
|                 | 5/21から実施<br>7か国     | カンボジア、スリランカ、タイ、東ティモール、モンゴル |        | セントルシア   |  |                                  | セーシェル   |
|                 | 令和3年                | 8/26から実施<br>1か国            |        | フィジー   |  |                                  |   |
| 12/2から実施<br>2か国 |                     |                            |        |  |  |                                  | アンゴラ、モザンビーク   |

表2 上陸拒否指定解除一覧

1. 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人（令和2年11月1日解除）
2. 香港発船船ウエステルダムに乗船していた外国人（令和2年11月1日解除）
3. 上陸の申請日前14日以内に以下の国・地域における滞在歴がある外国人（令和2年11月1日解除）

※タイについては、令和2年11月1日解除の後、令和3年5月19日に上陸拒否対象に再度指定、同月21日から実施

|      |                                      | アジア                                    | 大洋州              |
|------|--------------------------------------|--|------------------|
| 令和2年 | 4<br>／<br>3<br>ま<br>で<br>に<br>実<br>施 | シンガポール、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む。）、ブルネイ、ベトナム | オーストラリア、ニュージーランド |
|      | 8<br>か<br>国<br>・<br>地<br>域           |  |                  |